

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

昭和伊南総合病院通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条 伊南行政組合が開設する昭和伊南総合病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 昭和伊南総合病院
- (2) 所在地 長野県駒ヶ根市赤穂 3230 番地
- (3) 介護保険指定番号 2011017080

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

医師 1名以上

【1単位目】

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

【2単位目】

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

事務員 1名（兼務）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時40分から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 1単位目 午前8時40分から午前9時40分まで
2単位目 午後3時から午後4時まで

（通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

① 1単位目 5名

② 2単位目 5名

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

① 機能訓練

② 健康チェック

③ ADL訓練

③ その他

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説

明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、駒ヶ根市、飯島町、宮田村、中川村の区域とする。

2 上記以外の区域の利用者の場合は、利用者の状態に応じて相談とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 サービスの利用に当たっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、その遵守に努めることとする。

2 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- （1） 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- （2） 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（感染対策）

第11条 事業所は、感染症の発生及びまん延防止等に関する取り組みとして、昭和伊南総合病院の感染対策を準用し感染対策を行う。

（業務継続計画）

第12条 感染症や災害が発生した場合、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するよう業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- （1） 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- （2） 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3） 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- （4） 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等)

第14条 原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束の必要がある場合には、当事業所の指示のもとその様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ずに講ずるに至った理由を記録記載する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は伊南行政組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から施行する。